

四日市市告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、次のとおりふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）第22条の3第2項の規定に基づき、告示する。

令和3年4月1日

四日市市長 森 智 広

1 指定代理納付者の指定を受けた者

名称、所在地	
株式会社百五カード	三重県津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル5F
株式会社三重銀カード	三重県四日市市幸町2番4号
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

ふるさと応援寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(財政経営部市民税課)